

2019年10月3日

「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書に関する意見」

特定非営利活動法人 消費者ネット広島  
理事長 木村 豊  
広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル3階  
082-962-6181  
[c.n.hiroshima@y6.dion.ne.jp](mailto:c.n.hiroshima@y6.dion.ne.jp)

●意見

【意見の対象】

1 いわゆる「つけ込み型」勧誘について

(1) 【考え方Ⅰ】消費者の判断力に着目した規定

【意見の内容】

- ①経済的に過大な契約の内容に着目して、取り消しを認める方向性には賛成する。ただし、その対象を「消費者の生計に著しい支障を生じさせる契約」とするのは限定的すぎる。不要な契約を締結させられた場合を広く対象とすべき。
- ②不当な内容の契約が、第三者の関与があったからといって有効になるようなことがあってはならない。
- ③契約内容を合理的に理解することが困難な状況下で当該消費者が契約目的に合致しない内容の契約を締結した場合に取消権を認めるべきである。

【意見の理由】

「つけ込み型」勧誘の規定について求められるのは、事業者が消費者の事情を不当に利用しているという事案を広く救済することである。

当然に公序良俗に該当すると考えられるような極端なものだけを対象として規定を設けても意味は無い。

例えば、通信機器に不慣れであることを明らかにしている高齢者に対して、スマホやタブレットの契約を締結させられ、結局全く使うことができなかつたというような事例も救うことができるようにすべきである。

【意見の対象】

1 いわゆる「つけ込み型」勧誘について

(2) 【考え方Ⅱ】「浅慮」、「幻惑」という心理状態に着目した規定

**【意見の内容】**

- ①「浅慮」「幻惑」という心理状態に着目し、取消しの対象を広げるという方向性は賛成する。
- ②具体的案に提案されているのは、検討時間を不当に制限した場合や、期待をあおる告知があった場合といった、特定の類型に限定されてしまっているが、「浅慮」「幻惑」が問題になるような事案を広く救済できる規定とすべき。
- ③クーリング・オフと同様の短期の解除権を設けるのであれば、事業者の行為の不当性を問題とすることなく、検討時間に制限があった場合一般を広くその対象とするべきである。

**【意見の理由】**

「浅慮」「幻惑」が問題となる場面は様々である。例えば、高齢者等が、その判断力の不足等から、判断を事業者側に委ねてしまうような状況が利用されるような事案も救済対象とすべきである。

事業者の不当勧誘行為を個別に類型化していく手法は、後追いで、必ず漏れが生じると考えられる。

クーリング・オフは、事業者の行為の不当性を問題とすることなく行使できることに意味がある。取消しの対象となるような不当な勧誘行為があったことを要件とすれば通常の取消権よりも使い難くなるだけである。

**【意見の対象】**

- 1 いわゆる「つけ込み型」勧誘について  
(3)【考え方Ⅲ】困惑類型の包括的規定 について

**【意見の内容】**

- ①包括的規定を設けることに賛成する。
- ②ただし、対象は困惑類型に限定せず、誤認類型も含めて、不当勧誘全体についての包括的規定を設けるべきである。

**【意見の理由】**

個別の事例に対応して、個々に不当勧誘となる行為類型を規定していくという方法では、救済の範囲に限界があり、必ず救済対象から漏れる不当な事例が生じる。

民法の特則としてルールを定める消費者契約法においては、不当な勧誘行為があった場合について、より広く救済を可能とする包括的な規律が必要不可欠である。

**【意見の対象】**

- 2 平均的な損害の額の立証負担の軽減について

**【意見の内容】**

平均的な損害の額については、そもそも事業者に立証責任を負わせるべきである。

**【意見の理由】**

平均的な損害の額を最も適切に算定できるのは、キャンセル料条項を作成した事業者である。その事業者が平均的な損害の額を明らかとしないのに、立証する方法のない消費者に立証責任を負わせ、キャンセル料条項を有効としてしまうのでは消費者契約法9条1号が置かれた意味がほとんど無くなってしまう。

以 上